

個人情報保護に関する揭示

当院は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお申し出下さい。

- ①当院が患者に提供する医療サービス
- ②医療保険事務
- ③患者に係る当院の管理運営業務
 - 入退院等の病棟管理
 - 会計・経理
 - 医療事故等の報告
 - 当該患者の医療サービスの向上
 - その他、当院の管理運営業務に関する利用
- ④他の事業者等への情報提供
 - 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - 他の医療機関等からの照会への回答
 - 患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ご家族等への病状説明
 - その他、患者への医療提供に関する利用
- ⑤診療費請求のための事務
 - 当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出（適切な保険者への請求を含む。）
 - 審査支払機関又は保険者への照会
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会、照会への回答
 - その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用
- ⑥事業者等から委託を受けて行う健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知
- ⑦医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ⑧当院の教育
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当院内において行われる学生の実習への協力
 - 当院内において行われる症例研究
- ⑨外部監査機関への情報提供

基本診療料

* 明細発行体制加算

当院では、患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を1点で発行しております(再診の方が1点。初診の方は無料)。
明細書は、行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出下さい。なお、窓口負担額のない患者さまにも明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望する方は、会計にてその旨お申し出下さい。
(領収書の再発行はおこなっておりません。予めご了承ください)

* 短期滞在手術等基本料1 加算(1359点)

* 外来・在宅ベースアップ評価料1・2(初診6点 / 再診2点)

* バイオ後続品使用体制加算(150点)

当院は厚生労働省のバイオ後発品の使用促進の方針に従って、バイオ後発品の使用に積極的に取り組んでいます。

特掲診療料

- * コンタクトレンズ検査料(コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療)

基本診療料	特掲診療料
初診料291点	コンタクトレンズ検査料 1 200点
再診料 75点	
明細書発行体制等加算1点	

保険外負担の係る費用

当院では以下の事項において、実費のご負担をお願いしております。

- * 保険に関する診断書 5,500円(税込み)

各種指定医療機関

- * 保険医療機関
- * 難病指定医療機関 / 難病指定
- * 被爆者一般疾病医療機関
- * 身体障害者福祉法第15条指定